

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

本年1月から新型コロナウイルス感染症が日本に及んで以来、目に見えない脅威に対しての社会的不安が広がっています。

伊万里市においても観光業・飲食業・サービス業等のもとより、多くの市民に甚大な影響が出ており、今回のような過去に例を見ない急激かつ深刻な事態に対応するためには、国の緊急な支援及び重点的な対策が必要不可欠です。

新たな感染者が確認されるたび国民の不安は増大する一方であり、地方自治体においては感染拡大の防止や高まる不安等への対応とともに、今後の感染者の増大に備えた体制の整備も求められています。そうした対応を確実に実施するためには、国と地方自治体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められています。

よって、国において新型コロナウイルス感染症に起因する対策が、急ぎ講じられるよう下記事項を強く要望します。

記

1. 商工業者への経営支援について

新型コロナウイルス感染症に起因する売上減少への支援において、現在までに発表されている融資支援制度等に加え、損失補填もしくは税の減免等による支援をおこなうこと。

2. 個人の所得補償について

新型コロナウイルス感染症に起因し、やむなくの休業となる場合の個人への所得補償は、正規・非正規の全ての人への支援とすること。

3. 情報発信について

マスコミによる過剰な報道やSNSによるデマ拡散により市民の不安が高じ、風評被害が経済活動に影響を及ぼしている面も否定できない。国は常に正確な情報を発信すること。

4. 医療面の充実について

完璧な予防策が無いことも市民が不安を感じる一因である。ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。また、国の責任において医療従事者に対し、新型コロナウイルス対応についての研修を実施すること。

5. 地方自治体への支援について

地方自治体が行う様々な対策に対しての財政支援を誠実に行うこと。また、感染者や濃厚接触者等の情報公開について、風評被害や人権保護にも配慮した統一的な対応方針を提示すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 23 日

伊 万 里 市 議 会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
経済産業大臣 様
厚生労働大臣 様
農林水産大臣 様
内閣府特命担当大臣 様
(経済財政政策担当)
内閣官房長官 様